



消費
税

増税に伴う町内各種料金の改定について

H 26 年 4 月 1 日から消費税法の改正により消費税が 5 % から 8 % に引き上げられます。これに伴い、町内の各種料金も改正されましたのでお知らせします。

【水道料金】

	基 本 料 金	超 過 料 金 (1 m ³ あ た り)	
	0 ～ 8 m ³ まで	9 ～ 30 m ³ まで	31 m ³ から
改 正 前	1,050 円	157.5 円	210 円
	↓	↓	↓
改 正 後	1,080 円	162 円	216 円

水道料金計算表

基本料金 + 超過料金
(10円未満切り捨て)

水道料金の請求は前月分を次の月に請求しています。平成 26 年 4 月請求分までは改正前の水道料金となります。なお給水加入金も同じように改正しました。ご不明な点は下記問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ 振興課管理班 ☎78-3112 (内228)

【改善センター料金】

使用料は税込の額となります。

▽本町に住所を有しない人

使用料 1.5 倍

▽営利目的での使用

使用料 2 倍

■問い合わせ
総務課企画財政班
☎78-3111 (内219)

区 分	使用料 (1 時間あたり)		
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	冷暖房
農業経営技術研修室	300 円	400 円	700 円
就業改善相談室	200 円	300 円	700 円
共同調理室	200 円	300 円	—
大集会場	1,500 円	2,000 円	2,000 円
和室	300 円	400 円	400 円
機能訓練室	200 円	300 円	400 円

狂
犬
病

狂犬病予防注射を実施します！

■問い合わせ 住民課住民班 ☎78-3113 (115)

犬を飼っている人には、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。次のとおり、集合注射を実施しますので、必ず注射を受けさせ登録を行ってください。

■料 金

新規登録…6,120 円
(登録料 + 注射料 + 注射済票代)

登録済……3,120 円
(注射料 + 注射済票代)

【料金設定】

登録料 3,000 円

注射料 2,570 円

注射済票代 550 円

■対 象

生後 3 か月以上の犬

■日時・場所

日 付	場 所	時 間
4月24日(木)	イベントハウスめぐみ駐車場	9:00 ～ 9:20
	川崎理容店裏駐車場	9:35 ～ 9:55
	諏訪神社前	10:10 ～ 10:30
	肥薩瓦入口前	10:45 ～ 11:05
	つなぎ文化センター前	11:20 ～ 11:50
25日(金)	元漁協大泊支所前	9:00 ～ 9:20
	赤崎漁村センター前	9:40 ～ 10:10
	平国コミュニティーセンター前	10:30 ～ 11:00
	福浦公民館前	11:20 ～ 11:40

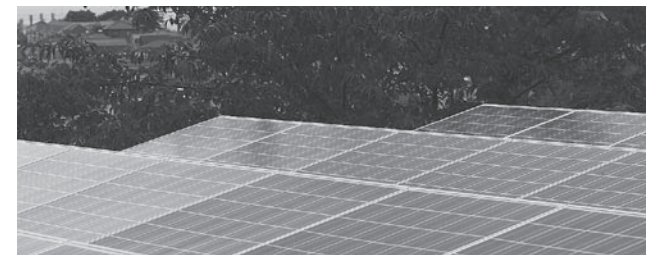
補助
金

住宅用太陽光発電システム設置費を補助します

■問い合わせ 総務課企画財政班 ☎78-3111 (内219)

本町では、地球温暖化防止およびクリーンエネルギー導入の普及を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を設けています。

この制度は平成 27 年度までの制度で、町民が自ら居住する住宅に太陽光発電を設置する場合に、その一部を補助します。



平成 26 年度住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の概要

申請の 主な条件	①本町に居住または居住する予定の住宅に、平成 25 年 4 月 1 日以降に設置すること ②申請者とその属する世帯のすべての者が町税等を滞納していないこと ③過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと	申請方法	次の書類を窓口へ提出してください。申請書などは、窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。 なお、必要に応じてその他の書類を求めることがあります。
		補助金額	出力 1kW あたり 4 万円、上限 16 万円 ※千円未満の端数は切り捨て
予定件数	20 件	申請に必要な書類	・補助金交付申請書 (第 1 号様式) ・申請者の住民票 (謄本) ・設置する住宅の位置図 ・設置に係る契約書の写し ・機器の使用が確認できる書類の写し ・承諾書 (第 2 号様式) ・その他、町長が必要と認めるもの

補助
金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを！

■問い合わせ 振興課管理班 ☎78-3112 (内227)

本町では、水質汚染防止のため、合併処理浄化槽の普及推進運動を行っています。平成 26 年度の申請受付は平成 27 年 1 月末までとなっています。設置を希望する場合は、お早めに申請をお願いします。

また浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽 (使用期間 30 年以上のもの) の撤去費用も町が一部補助します。

■補助対象

住宅として使用する建物や床面積 2 分の 1 以上を
住居として使用する建物に設置する浄化槽

■補助金額表

区 分	金 額
5 人槽	50 万円
7 人槽	70 万円
10 人槽 (2 世帯住宅)	100 万円
撤去費用	9 万円以内

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽法により年 1 回の法定検査が義務付けられています。正当な理由なく検査を受けない場合、罰則などを受けることがありますのでご注意ください。

熊本県浄化槽協会からのお知らせ

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換すると 5 万円の助成金が出ます。詳しくは下記問い合わせまでご連絡ください。

●申請書受付開始日

平成 26 年 4 月 1 日

●問い合わせ

公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355